

別記様式2-2号



視 察 研 修 等 報 告 書

令和6年9月4日

会 派 名 志 政 会
報 告 者 後 藤 寿 和

1. 日 時 令和6年8月 7日 (水) ～9日 (金)
2. 視察研修先 アクロス福岡 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1丁目1-1
3. 視察研修内容 8日 (木) 10:00～13:00 適正な議員定数の算定手法を考える
14:00～17:00 適正な議員報酬の算定手法を考える
9日 (金) 10:00～13:00 議員が守るべき政治倫理
4. 参加者 後藤 寿和
5. 内容詳細
8日 (木) 10:00～13:00 適正な議員定数の算定手法を考える
1. 議員定数と人口減少 2. 議員定数の推移と議員報酬との関係性
3. 投票率低下となり手不足 4. アンケートから見る議員定数への住民の意識
5. 議会の権能と議員定数 6. 6つの議員定数算定手法

14:00～17:00 適正な議員報酬の算定手法を考える
1. 議員報酬と給与の違い 2. 議員報酬の対象となる活動
3. 議員報酬の現状と議員の位置づけ 4. 議員報酬における減額措置
5. 費用弁償・政務活動費との関連 6. 7つの議員報酬算定手法

9日 (金) 10:00～13:00 議員が守るべき政治倫理
1. 政治倫理とは 2. 政治倫理を規制するメリット・デメリット
3. 政治倫理における規制項目 4. 政治倫理の対象
5. 政治倫理違反への罰則とその界限 6. 政治倫理審査会の構成と権限
7. 調査請求権の考え方 8. 問責制度 9. 資産公開制度との関係 10. その他
6. 所見・感想等
適正な議員定数の算定手法

本市、坂井市議会は前回の改選（令和4年4月）の時に26人から2人減らし、24人に議員定数を新たに決めました。あの当時自分は4人減らして22人にするべき

と考えていましたが、今回の研修は適正な議員定数とは何か？を勉強することができました。

また、本市は前回定数を減らす理由が、一部の区長会から要望書が提出されたことからですが、全区からではなく、特に春江地区からは一つも出ていなかった中での議会改革委員会というもとで、議員定数だけを減らす目的で進めていたことを思い出しました。

議員定数を減らすことは決まったことで仕方ないことですが、本市議会は減らした後の検証をしていません。検証していき適正な議員定数だったのかをしっかりと調べなければならないと感じました。特に現状は24人の議員定数に2人減の22人で議会を行っているので、検証は大切と感じました。減らすことでどのような影響が出たのか、効果がどのように出たのか。減らすときに目的があって減らしたのに、目的の効果があつたのか、影響はどのように出たのか。そのような検証を坂井市議会はやっていないため、やる必要があるのではないかと考えます。

今回研修を聞いたこと、算定手法などを研修したことで、議員定数が減るということとは、行政のチェック機能が少なくなっていくというデメリットも出てくる可能性もあることを実感しました。

算定方式として、1 常任委員会数方式、2 人口比例方式、3 小（中）学校区方式 or 行政区方式、4 議会費固定化方式、5 類似都市比較方式、6 面積人口方式、と6つの算定手法を学びました。

その算定手法で考えても、本市議会の議員定数は適正だと感じました。

適正な議員報酬の算定手法

現在本市議会でも取り上げており、自分も上げるべきだとの考えを持っていました。今回は議員報酬を上げるための根拠を求めて研修を受けてきました。

議員報酬の意義は議員に対する一定の役務に対する対価として与えられる反対給付をいい、常勤の職員に対するものは給与であるのに対し、議員報酬の性質は職務を執行することで支給されるものであるとのことです。

明治21年までは議員は名誉職であり、無給とされていたが、明治22年から議員報酬が支払われるようになりました。

平成25年から令和5年までの間、議員定数を下げることと議員報酬を上げることがセットで議論されてきた市議会が多いが、そのほとんどが議員報酬を上げることはしていなかったとのこと。それはこの問題がデリケートで市民に勘違いされやすいものだからであると考えられます。実際は議会が決めることではなく、市民による審議会で審議され決定されていくものですが、市民からすると、活動が見えていない議員に対して報酬を上げることがたやすいことではないと考えられます。

しかしながら、私の周りの市民に現状の議員報酬を説明すると、議員報酬は少ない、もっと上げて、もっともっと働いてほしいとの意見も多いといことを付け加えておきます。

地方議員の現状として、専業で議員活動を行っている割合は半数以下であり、半数以上が兼業しながら議員活動を行っています。またなり手不足の問題点でも、若手や子育て世代の人に立候補していただきたいが、4年に1度の任期（そのたびに選挙）、

また保障などを考えると、議員の仕事に魅力はあるが、今の仕事を辞めたり、現状を捨ててまで議員になる魅力が少なく感じ、到底なり手が少ないのは仕方ないことではないのかと思います。

ある程度の保障をし、生活面でも安心して議員活動ができる環境を作ることが大切であり、議員報酬を上げることだけが目的になってはダメだと感じました。

しかしながら議員報酬を考えるにあたっての考慮点や議員報酬を議論するときの論点は大切なことであり、住民に対して透明性を出して議論していかなければなりません。議員は選挙によって選ばれた地方公共団体の特別職であるが、任期は4年しか保証されていません。年金も存在しないし退職金もない。そして議員は対外的には職業として認識されていない事があげられます。議論の論点としては、議員報酬を生活給、または生活給に準ずる金額にすべきか。議員報酬の対象となる活動を積み上げることができるのか。議員報酬を増額することでなり手不足は解消するのか。議長・副議長・委員長の加算は必要なのか。政務活動費との関連を考える必要はないのか。そして一番重要なことは、住民に対して議員報酬についてどのように理解を得るべきか（客観性・透明性ある手続きに従って報酬の改正であるか）、があげられます。

算定手法は、1 執行部職員給与基準方式、2 長給与基準方式（職務執行日数積み上げ）、3 国会議員歳費比較方式、4 日当算出方式（あまり意味ない）、5 行政貢献度算定方式（こちら現実難しい）、6 類似都市比較方式（よくやられる方式）、7 議会費固定化方式、と7つ学びましたが、最終的にどういった算定を行うかは、本市議会として議論して考えていった方がいいと感じました。特に6 類似都市比較方式は、どこの議会も議論しやすいので、よくこの方式が取り入れられるが、大胆に上げた議会がないので、どうしても微増にしかならなくなり、議論してきた意味が薄くなりやすいと感じました。

今の議会改革委員会で議論して、次の改選には間に合わせたいと思っていましたが、今回の研修を受けて、そんなに簡単に議論を終わらせ、報酬を触るのはよくないと感じました。しっかり議論して、住民も議会も理解でき納得できるようにしていくべきでありますし、例えば今回の研修の先生をお招きして住民と合同の勉強会など開きながら、あせらずしっかりと議論して取り掛かっていかなければならないものではないかということが、今回の研修で一番得られたこと、感じたことでありました。決して取り掛からないのではなく、毎回の委員会でしっかりと議論しながら丁寧にすすめていき、議員報酬を改定するべきであると思います。

議員が守るべき政治倫理

本市には、坂井市政治倫理条例がすでにあり、今回研修の講師である廣瀬和彦先生は、『坂井市さんは本当に厳しいですね。なかなかここまでやりますかってぐらいに条例作られていますね。』とおっしゃっていました。

ここまで厳しいと第三者の方から見ていただいたので、本市議会の政治倫理は素晴らしく出来上がっていると思いました。その反面どこが厳しいのか、厳しすぎるのかも知っておくべきと感じました。廣瀬先生が上げていた部分は、

第3条 議員及び市長等の配偶者、2親等以内又は同居の親族及び議員及び市長等が役員をしている企業並びに議員及び市長等が実質的に経営に携わる企業（以下「関係企業」

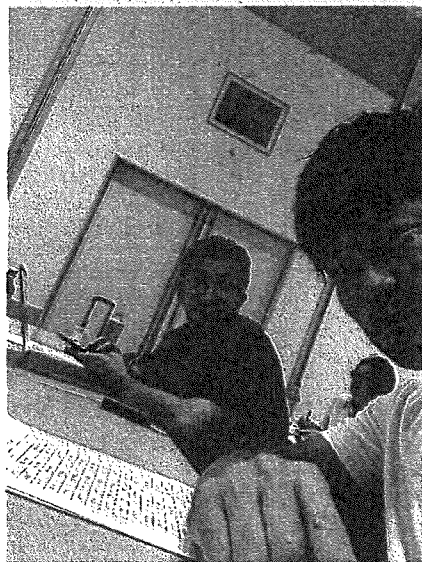
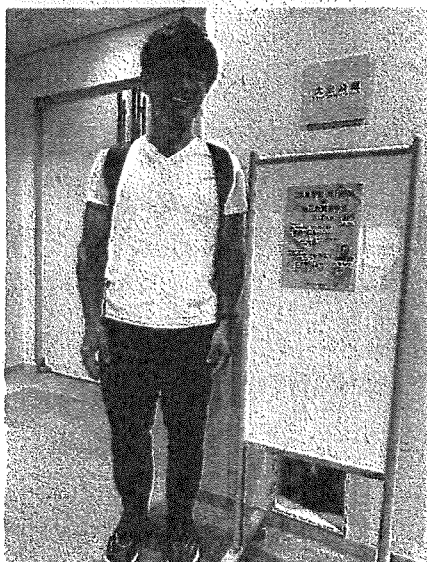
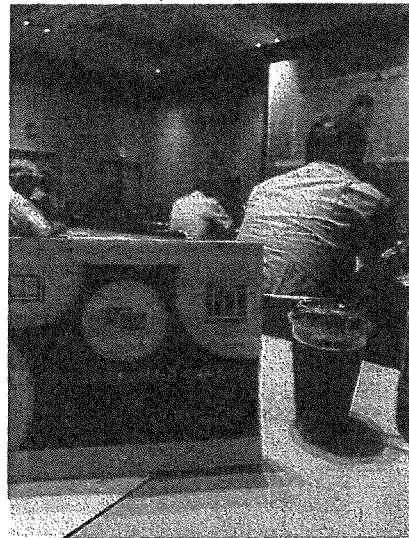
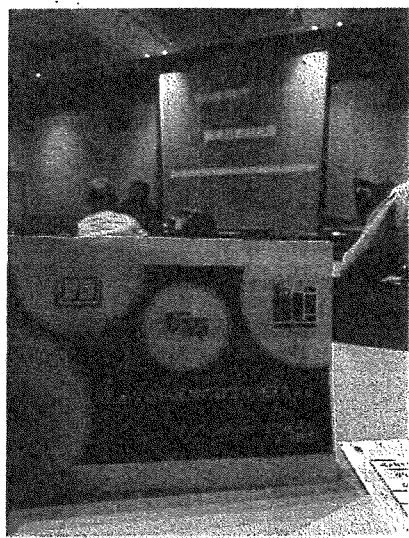
という。)は、請負を辞退しなければならない。ただし、関係企業(議員に係るものに限る。)について、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の2で定める額を超えない場合は、この限りでない。

でした。研修の中では、ここまで踏み込んでいるのはなかなか厳しいので、なり手問題にもつながってくると思われますと話していました。

3回にわたって廣瀬和彦先生の研修を受けましたが、本当にわかりやすくとても勉強になりました。

特に、議員定数と議員報酬に関しては、廣瀬先生も話していましたが、住民と合同の勉強会などで廣瀬先生を講師として招き研修をする事で参加した方々は『議員定数は下げちゃだめだね。』『議員報酬はもっと上げたほうがいいのでは?』と口にする方がほとんどだったそうです。そういった意味でもしっかりと議論して勉強して取り組んでいかなければならない問題だと感じました。

7. 添付書類



会 派 内 供 覧